

コード **340802**

定員

24名

単位

1

曜日

土

時間

**13:00~16:15**

(13:00~14:30、14:45~16:15)

受講料

会員 **¥0**

ビジター **¥0**

日程

全4回

下記表参照

▶**目標** 会社・団体に勤める社会人、及び独立開業を考えている方を対象に、2020年4月から施行される予定の改正民法の重要ポイントを理解して、今後予想される取扱いの変更に慌てずに対応できるようにすることを目標とします。

▶**講義概要** 民法成立後120年ぶりと言われる世紀の大改正が、2017年6月に公布されました。改正民法は、2020年4月1日に施行される(効力が発生する)予定です。

民法は、日々の生活やビジネスにとっても関わりの深い法律であり、この改正により、現在の取扱いが大きく変わることが予想されます。この改正における重要な論点を、全4回にわたって取り上げます。今後、取扱いが変更されると思われる点等、ポイントを絞って具体的に講義をしたいと考えています。

**ご受講に際して**

◆この講座は1日2コマ、全2日で行われます。

第1回	2/22	民法改正の概要・時効・法定利率	第2回	2/22	契約の成立と解除
		竹内 彰志 早稲田リーガルcommons法律事務所 弁護士			福島 健史 早稲田リーガルcommons法律事務所 弁護士
121年ぶりに改正された民法の改正の概要、そして大きな改正の一つである時効と法定利率を扱います。ビジネスにおいても非常に重要な改正点の一つです。			民法改正により新たに規定された「定型約款」を中心に、契約の成立から終了までの基本的な考え方を取り扱います。また、保証に関する重要な改正についても解説いたします。		
第3回	2/29	民法改正の不動産取引への影響	第4回	2/29	典型契約～契約類型ごとの改正点～
		齊藤 裕也 早稲田リーガルcommons法律事務所 弁護士			水橋 孝徳 早稲田リーガルcommons法律事務所 弁護士
不動産売買・賃貸といった不動産取引に関する契約を扱います。特に、解除や損害賠償、瑕疵担保責任、連帯保証等の改正が重要となります。			日々の生活にも関係の深い民法上の「典型契約」について扱います。いくつかの契約類型を取り上げ、それぞれおさえておくべき重要な改正点について解説します。		